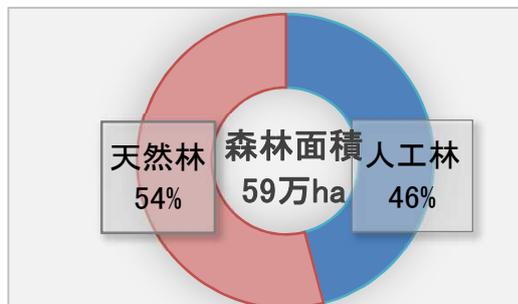


再造林推進の取組

1 再造林を取り巻く現状

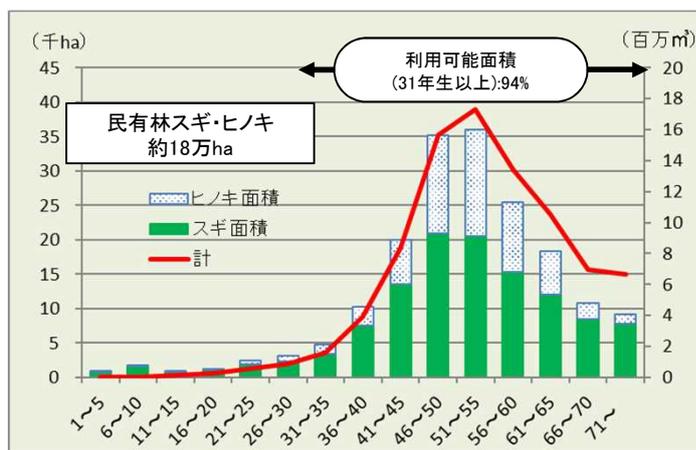
(1) 森林資源

森林面積	59万 [㊦] ha	全国12位(九州1位)
うち人工林面積	27万 [㊦] ha	全国11位(九州3位)



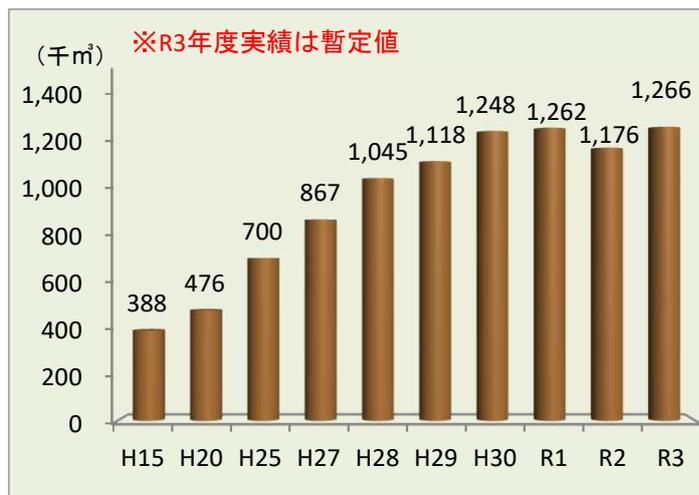
- 県土の約6割は森林
- 森林面積は九州1位, 人工林面積は九州3位
- 民有林のスギ・ヒノキ人工林は, 9割が利用可能

民有林のスギ・ヒノキ人工林面積及び蓄積



(2) 県産材の生産量

- これまで森林資源の充実や大型木材加工施設, 木質バイオマス発電施設の稼働, 東アジアへの木材輸出等により, 増加傾向で推移
- 令和2年度は, 新型コロナウイルス感染症の影響により減少
- 令和3年度は, 海外での需要の増加等を背景とした木材不足の影響に伴う木材価格の高騰により, 素材生産活動が旺盛となり増加
- 平成28年度には生産量が25年ぶりに100万[㊦]m³を突破



(3) 人工林伐採と再造林の状況

- 人工林の伐採が増加する一方で, 再造林率は55%
- 再造林率の低位な状況が続いた場合, 森林蓄積の減少の懸念や木材産業の事業継続に影響



「木材の安定的な供給」や「森林の有する公益的機能の発揮」を図っていく必要

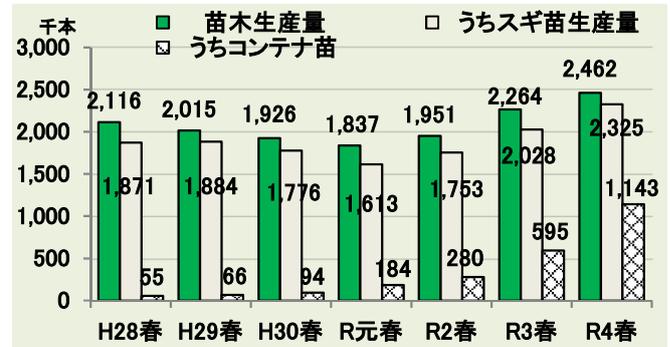
(4) 林業就業者数の推移

- 令和2年度末の林業就業者数は、1,411人で近年は緩やかな減少傾向で推移
- 森林組合の造林作業班員数は減少



(5) 苗木生産量と需要量の推移

- 令和3年度の苗木生産量は約246万本、うちスギ苗生産量は約233万本と全体の約9割を占め、ともに前年度より増加
- コンテナ苗生産量は大幅増加



2 再造林の推進に向けて

- 県森林・林業振興基本計画（平成31年3月に策定）
【基本理念】「未来につなぐ多様で健全な森林づくり」と「人が輝き地域が潤う林業・木材産業の実現」を目指して
【目標】木材生産量150万m³、再造林面積1,200ha（令和10年度）

3 再造林の推進方針

(1) 再造林に関する基本的な考え方

- 傾斜が緩やかで、林地生産力の高い人工林
→ 木材生産機能の維持と併せて、公益的機能の高度発揮を図るため、伐採後は確実に再造林・保育を行い、森林資源の循環利用を促進する。
- 急傾斜地や林地生産力の低い人工林
→ 広葉樹林や針広混交林へ誘導するなど、公益的機能の向上を図る。

(2) 具体的展開方策

未来の森林づくり推進プラン（県森林・林業振興基本計画の前期5箇年の実施計画）より

① 造林・保育コストの低減

- ・ 伐採、地拵え、植栽の一貫作業による作業効率の向上
- ・ 成長等の優れた新たな植栽品種及び樹種、植栽本数の検討
- ・ シカなど獣害に対する効果的な被害防止施設の設置

② 造林・保育に必要な労働力の確保・育成

- ・ 林業従事者の就労条件の向上と新規参入の促進
- ・ 植栽・保育作業における技術力の向上
- ・ コンテナ苗を利用した造林作業の通年化や林業事業体間の連携促進

③ 優良苗木の安定供給体制づくり

- ・ 苗木の生産増大に向けた母樹園や生産設備の整備
- ・ 苗木生産者の確保及び生産技術の習得促進
- ・ 苗木の需給情報の共有

④ 再造林推進に係る体制づくり

- ・ 計画的な伐採・再造林を進めるための森林経営計画の策定促進
- ・ 主伐から再造林・保育に至る施業提案能力を有する森林経営プランナーを育成
- ・ 伐採・再造林に関する林業事業体の自主規範の策定促進

4 再造林推進の主な取組

(1) 造林・保育コストの低減

- ① 伐採，地拵え，植栽の一貫作業による作業効率の向上
 - ・ 県内各地域振興局において，一貫作業や事業体間の連携を推進
 - 〔 再造林面積に占める一貫作業の割合は増加 〕
R2：38%→R3：46%
 - ・ 再造林に参画する民間林業事業体が増加
 - 〔 民間林業事業体の再造林実施状況（造林補助事業） 〕
面積 R2：116ha→R3：153ha 37ha増
事業体数 R2：13社→R3：17社 4社増
- ② 低密度植栽の推進
 - ・ 2,000本/ha以下の再造林面積の増加
（ R2：64ha→R3：112ha ）
- ③ スマート林業等の推進
 - ・ ドローンによる苗木運搬，クラッシャーによる下刈等の現地研修会を開催
- ④ みんなの森づくり県民税関係事業による支援
 - ・ 苗木購入への助成
（H29～R3 平均実績 495ha/年）
- ⑤ 再造林の推進に関する研究
 - ・ 次世代スギコンテナ苗の成長特性の解明
 - ・ 雑草木と植栽木の競合状況等に応じた下刈回数の削減〔森林技術総合センター〕



（伐採時に使用する重機による同時地拵え）



（ドローンによる苗木運搬）



（クラッシャーによる下刈）

(2) 造林・保育に必要な労働力の確保・育成

- ・ 林業就業者の就労条件の向上と新規参入の促進
- ・ 植栽・保育作業における技術力の向上



（新規就業者への技術研修）



（コンテナ苗の植栽作業）

- ・ コンテナ苗を利用した造林作業の通年化や林業事業体の連携促進



（スギのコンテナ苗）



（伐採事業者による植栽作業（地拵え））

(3) 優良苗木の安定供給体制づくり

- ① 優良苗木の生産増大に向けた採穂園整備や生産施設整備

- ・個人母樹園の植え替えへの助成
- ・コンテナ苗等の生産施設の整備支援
- ・苗木生産者の確保・育成

〔苗木生産者数 R2:38人→R3:43人〕
〔うちコンテナ苗生産者数 R2:19人→R3:29人〕



(コンテナ苗生産施設)

- ② 苗木需給情報の共有

- ・林業用優良種苗の需給情報の共有を図るため、林業用種苗需給連絡協議会を年2回開催



(林業用種苗需給連絡協議会)

(4) 再造林推進に係る体制づくり

- ① 計画的な伐採・再造林を進めるための森林経営計画の策定促進

〔令和3年度末認定面積：約113千ha〕
〔令和5年度末目標：124千ha〕

- ② 伐採及び伐採後の造林の届出の情報を活用した啓発活動

〔伐採届出の際、天然更新の届出を行った者に対して、市町村と県が連携して再造林を督励する取組を実施〕



(森林経営計画策定のための話し合い活動)

- ③ 森林経営プランナー育成研修の開催

- ・「間伐」や「主伐から再造林・下刈」に至る一連の施業提案能力を有する森林経営プランナーを育成

一般基礎研修（7月）

経営管理基礎研修（10月）

（令和3年度末現在 現役人数273名）



(森林経営プランナー育成の研修状況)

- ④ 伐採・再造林に関する素材生産者団体等の自主規範等の策定（H28.2）, 認証の開始（H30.7～）
（認証事業体数 131社 R4.5.1現在）



(林業関係団体によるCRL認証授与式)



(森林経営プランナー育成の研修状況)

森林の無断伐採等防止に関する南九州4県連携の取組

1 現状・課題

木材需要の高まりにより森林の伐採が増加する中、伐採業者の活動エリアは県境を越えて広域化し、境界の確認不足等による無断伐採や森林法に規定する伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の認識不足などによる無届伐採事案が発生している。

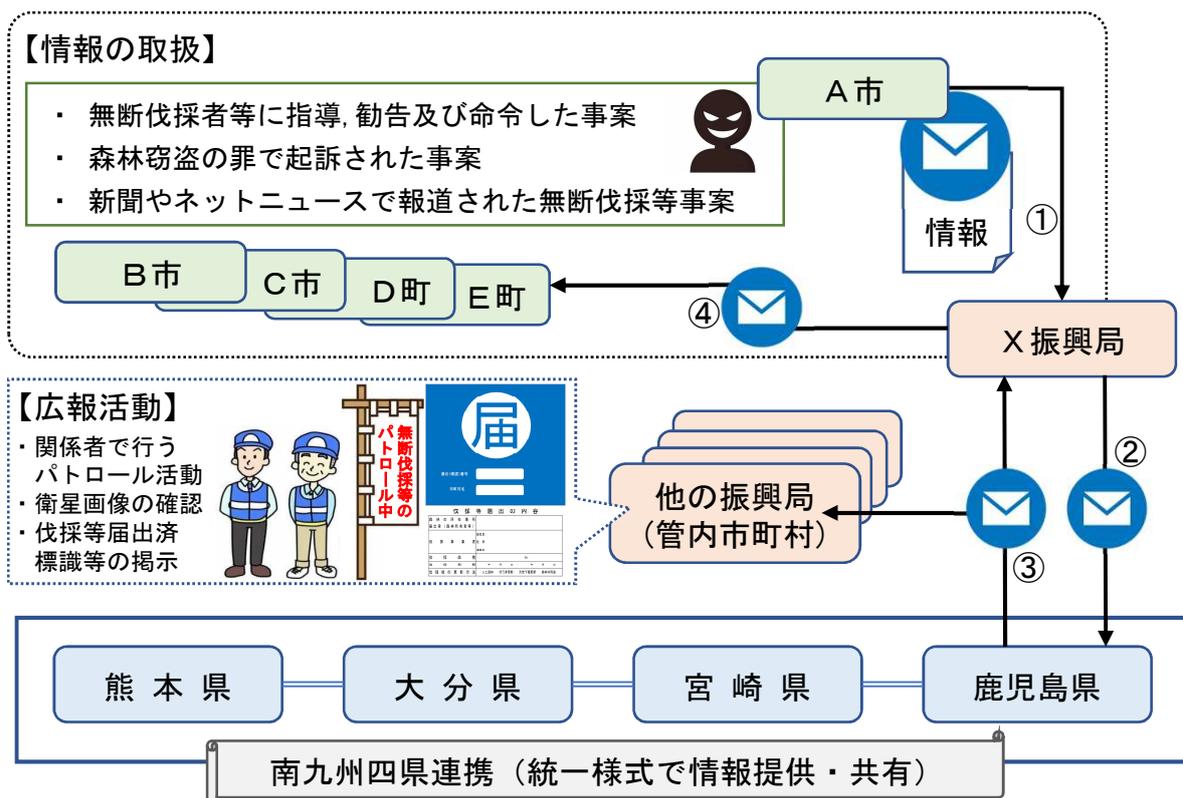
2 対応策

広域化する伐採活動等に対応するため、南九州四県が連携し、無断伐採等事案発生 の未然防止を図るための取組を展開している。

- (1) 実施主体 熊本県，大分県，宮崎県及び鹿児島県
- (2) 例規等 森林の無断伐採及び無届伐採防止に関する南九州四県連携 実施要綱（令和4年3月16日より適用）
- (3) 取組内容
 - ① 無断伐採等事案の内容や対象事業者等に係る情報の共有
 - ② 無断伐採等事案の発生防止に関する広報活動
- (4) 取組実績 各県において市町村や林業事業者等へ当該取組について周知したほか、鹿児島県より令和4年5月に7件の事案を共有
- (5) その他 今後も必要に応じて南九州四県連携会議を開催し、情報交換等を実施

3 鹿児島県内における取扱要領

実施要綱に規定された取組内容（上記2の①，②）に係る情報の取扱及び広報活動については、県内において以下のように定めて取り組んでいる。



【参考】

森林の無断伐採及び無届伐採防止に関する南九州四県連携 実施要綱

1 趣旨

近年、南九州地域においては、木材需要の高まりにより森林の伐採が増加する中、伐採業者の活動エリアは県境を越えて広域化し、境界の確認不足等による無断伐採や森林法に規定する伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の認識不足などによる無届伐採事案（以下、「無断伐採等事案」という。）が発生している。

このようなことから、「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用について」（令和3年9月30日付け3林整計第296号林野庁長官通知）（以下、「通知」という。）も踏まえ、無断伐採等事案発生の未然防止を図るため、南九州四県が連携して行う情報共有等の体制づくり（以下、「当該取組」という。）に必要な事項を定める。

2 用語の定義

- (1) この要綱において「伐採業者等」とは、森林所有者及びその他権原に基づき森林の立木の伐採を行う者のことをいう。
- (2) この要綱において「無断伐採」とは、森林所有者の承諾なしに伐採業者等（森林所有者を除く。）が伐採を行うことをいう。
- (3) この要綱において「無届伐採」とは、伐採業者等が森林法第10条の8に規定される伐採及び伐採後の造林の届出（以下、「伐採等届出」という。）を行わず、伐採を行うことをいう。

3 実施主体

当該取組の実施主体は、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県とする。

なお、当該取組に賛同するその他の都道府県等の参入は妨げない。

4 取組の内容

(1) 情報の共有

ア 無断伐採等事案の情報共有

実施主体は、伐採業者等が以下の(ア)に該当する場合に通知2(9)に基づき、無断伐採等事案の情報（以下、「情報」という。）をその都度、各実施主体と共有する。

また、情報提供を受けた各実施主体は、その情報を県内市町村と共有する。

(ア) 共有する情報の対象

共有する情報の対象は、次の各号に定めるいずれかの事案とする。

- (i) 市町村の長が、無断伐採等事案を行った者に対し、文書による指導、勧告又は命令（以下「指導等」という。）を行った事案
- (ii) 森林窃盗の罪で起訴された事案
- (iii) 新聞記事やネットニュース等で報道された無断伐採等事案

(イ) 情報の取扱い

実施主体間で共有する情報については、別に定める様式により扱うこととし、個人情報保護条例等法令遵守に留意する。

なお、情報を共有した事案について、最後に情報共有を行った翌年度の初日から起算して3年間、新たに共有すべき情報がない場合は、当該事案に係る情報を削除する。ただし、情報を共有した事案が、未解決のまま3年が経過した場合はこの限りでない。

イ 意見交換等の実施

実施主体は、例年開催される九州ブロック会議の場を活用するなど、当該取組に関する意見交換等に努める。

(2) 無断伐採等事案防止に係る広報活動等

実施主体は、必要に応じ実施主体間で連絡調整を行い、県下市町村及び関係機関・団体との連携の下、無断伐採等事案発生の未然防止のために、以下の活動に努める。

ア 広報活動の推進

伐採業者等及び地域住民を対象とした、チラシの配布、ホームページへの掲載等による無断伐採等事案発生の未然防止に関する広報活動

イ 地域の実情に応じた取組の推進

(ア) 無断伐採等事案発生の未然防止のためのパトロール活動

(イ) 伐採等届出が提出済みであることを伐採地において視認できる「伐採等届出済標識」又は「伐採旗」の掲揚の呼びかけ

附則 この要綱は令和4年3月16日より適用する。